第70回

定時株主総会招集ご通知

大和証券グループ本社

Daiwa Securities Group Inc.

（証券コード：8601）
平成19年５月31日

株　主　各　位

東京都千代田区大手町二丁目６番４号
株式会社 大和証券グループ本社
執行役社長　鈴　木　茂　晴

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。
　さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折返しご送付くださいますようお願い申しあげます。
　また、本株主総会の議決権は電磁的方法（インターネット等）によって行使することもできます。インターネットを通じて行使される場合は、当社議決権行使ウェブサイト（http://www.webdk.net/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、後記の株主総会参考書類をご検討賜り、画面の案内に従って議案に対する賛否をご投票くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　平成19年６月23日（土曜日）午前10時〔午前９時開場〕

２．場　　所　東京都港区芝公園四丁目８番１号
ザ・プリンス　パークタワー東京　地下２階　コンベンションホール

開催場所が昨年と異なっておりますので、末尾の会場案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。

◎株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎管理信託銀行等の名義株主（常任代理人様を含みます。）様につきましては、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

３．会議の目的事項

報告事項

１．第70期（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第70期（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役13名選任の件

第３号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

４．招集にあたっての決定事項

⑴株主総会にご出席できない場合には、書面または電磁的方法（インターネット等）により、議決権を行使することができます。具体的な手続等について、64ページの「株主総会にご出席願えない場合の議決権行使について」をご高覧のうえ、それに従って、議決権をご行使ください。

⑵書面または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の期限は、株主総会前日の平成19年６月22日（金曜日）の17時（午後５時）までといたします。

⑶書面と電磁的方法（インターネット等）によって二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

⑷電磁的方法（インターネット等）によって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

⑸書面による議決権行使において、各議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面が提出された場合においては、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

⑹代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。また、その際には代理権を証明する委任状に加え、代理人ご本人の議決権行使書用紙が必要となります。なお、代理人は１名とさせていただきます。

⑺議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

５．株主様へのお知らせ方法について

事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.daiwa-grp.jp/ir/shareholders/shareholders_04.cfm）に掲載いたします。

以　上

事 業 報 告

（平成18年4月 1 日から
平成19年3月31日まで）

Ⅰ．当社グループの事業活動の状況

当社グループは、グループの企業価値の向上を目指し、証券業を中核とした事業活動を行っております。当社グループの当期（平成18年度）の事業の概況は以下のとおりであります。

（注）本事業報告において、「当社グループ」とは、当社及びその子会社から成る企業集団を指します。

1．経済・市場環境と当社グループの事業活動の成果

（1）経済・市場環境

当期のわが国経済は、前期に引き続き、堅調に推移いたしました。公共投資は減少傾向にあったものの、輸出や生産は増加を続け、高水準の企業収益や良好な業況感を反映して設備投資が増加し、雇用者所得も緩やかに伸び、個人消費も増加基調にありました。結果として、景気は着実な回復を続け、緩やかに拡大いたしました。

このような経済環境の中で、株式市場においては、期初、長期金利の上昇や海外株式市況の低迷を受けて、日経平均株価が前期末の17,059円66銭から大幅に下落し、一時的に調整しました。平成18年8月以降は、良好な企業業績や円安傾向などを背景に緩やかな上昇に転じ、12月に1万7千円台を回復いたしました。平成19年1月以降、一段と上昇力を強め、2月末には1万8千円に達しましたが、直後に世界株式市場の同時下落や米国景気の先行き懸念から、1万6千円台まで下落しました。その後、自律反発による戻りがありましたが、為替市場の動向などにより方向感のない展開となり、当期末の日経平均株価は17,287円65銭となりました。なお、当期の東京証券取引所における一日平均の売買代金（内国・外国株式合計）は、前期比14.7％増の2兆7,571億円と過去最高を更新しました。

一方、債券市場では、期初に1.7％台半ばであった10年物国債利回りは、利上げ観測の高まりから5月には一時2％台に乗せました。7月には日本銀行が平成13年3月以来となるゼロ金利政策を解除しましたが、米国債券市場の影響や国内物価動

向等により利回りは低下傾向に転じ、1.8%台から1.5%台のレンジでの動きとなりました。日本銀行は平成19年2月にも追加利上げを実施しましたが、金融政策の打ち止め感もあり、平成19年3月末の利回りは1.6%台半ばにとどまりました。

(2) 当社グループの事業活動の成果

[各業務の実績]

①リテール

リテール証券業務を担う大和証券株式会社では、あらゆるお客様の要望にお応えすることができる体制を更に深化させることで、当期も引き続き顧客基盤の拡大とお客様からの預り資産の導入に積極的に取組みました。その結果、当期末の大和証券顧客資産は32兆3千億円（前期末比7.3%増）に達しました。

まず、「コンサルティング部門」では、営業員による提案の付加価値を高め、特に株式投資信託において、お客様の要望に即した品揃えにより、順調に残高を拡大しました。

また、「ダイレクト部門」においては、オンライン取引の利便性向上に加え、オンライントレードセミナーの開催など、店舗という強力なチャネルの有効かつ積極的な活用に努めたことにより、口座数、預り資産が堅調に増加しました。

ネットでトレード。お店でサポート。
ダイワ・ダイレクト
www.daiwa.jp

そして、投資一任契約サービスである「ダイワSMA」は、富裕層を中心としたお客様よりご支持を頂き、昨年末には契約資産残高が2,000億円を超え、ラップ口座（注）で業界No.1の実績を上げております。大和証券株式会社では、このノウハウを生かし、アジアの個人富裕層を対象としたビジネスを拡大するためのマーケティング及び商品設定の拠点として、初めての海外拠点である大和ウェルス・マネジメント・シンガポール・リミテッドを設立いたしました。

さらに、大和証券株式会社のお客様に対するサービスの拡充のために大和証券担保ローン株式会社を新たに設立し、平成18年8月に個人向け証券担保ローンの取扱いを開始いたしました。その後、法人向けローン、インターネットによるローンの取扱いへとサービスを拡大しております。

（注）お客様に提供する資産運用サービスとして資産の運用・管理を行い、契約資産残高に応じて運用報酬・売買執行手数料・口座管理料等を一括してお支払い頂く口座

②ホールセール

ホールセール証券業務を担う大和証券エスエムビーシー株式会社では、投資銀行としての地位の向上を目標として掲げ、業務に取組んでまいりました。

当期は、前期に引き続き、企業の資金調達・M＆Aが活発であり、投資銀行業務において堅調な業績を上げることができました。

引受業務では、株式の公募・売出しや新規公開の大型案件の引受幹事を務めるとともに、債券でも多数の案件の主幹事を務めました。また、新日本製鐵株式会社がハイブリッド証券（劣後債などの資本と負債の特性を併せ持つ証券）により総額3,000億円の資金調達を行った案件で財務アドバイザーを務め、高い評価を得ました。

M＆A業務では、日本板硝子株式会社による英ピルキントン社の買収などの複数の大型案件のアドバイザーを務めました。

これらの結果、当期は株式の新規公開部門のほか、社債、財投機関債、円建外債、ABS（資産担保証券）を合計したデット総合のリーグテーブルでも首位の実績を上げ、世界的に展開している情報サービス会社トムソンファイナンシャルから「総合部門　ハウス・オブ・ザ・イヤー」を受賞しました。

③アセット・マネジメント

大和証券投資信託委託株式会社では、「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）」の新規設定や、既存の株式投資信託の好調な販売により運用資産が大幅に拡大しました。当期末の株式投資信託の運用資産残高は6兆3千億円を超え、前期末の4兆2千億円から1.5倍となりました。中でも、前期に純資産額が1兆円を突破した「ダイワ・グローバル債券ファンド（毎月分配型）」は、当期も好調な運用成績によりお客様への販売が進み、純資産額が1兆6千億円を突破する大型商品に成長いたしました。

大和住銀投信投資顧問株式会社においても、「グローバル好配当株オープン」「アジア好配当株ファンド」などの株式投資信託の販売が好調であったことに加え、海外における新規顧客の獲得等により運用受託資産が増加いたしました。

また、当期は株式会社大和総研の資産運用評価部門を母体に、これまでの投資信託評価、年金運用コンサルティングに加え、ファンド・オブ・ファンズ（投資信託証券への投資を目的とするファンド）の投資助言業務を行う株式会社大和ファンド・コンサルティングを設立いたしました。同社は「ライフハーモニー」の運用助言を行っています。

④投資業務

当社グループの投資業務を担うのは、大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社及びエヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社の2社であります。当期は引き続き投資残高の積み上げを図るとともに、大型の投資回収も実行し、収益に貢献いたしました。

また、アジア地域におけるプライベート・エクイティ（未公開株式）事業の展開を目的として、米国のプライベート・エクイティ会社との合弁会社であるイー・エム・ピー・ダイワ・キャピタル・アジア・リミテッドが平成19年2月より事業を開始しております。

⑤リサーチ、システム

株式会社大和総研では、アジアにおけるリサーチ体制を整備・拡充し、顧客評価の向上に努めております。当期は世界有数の金融雑誌である米国のインスティテューショナル・インベスター（Institutional Investor）誌の日本株に関するアナリストランキングにおいて、過去最高となる2位を獲得いたしました。

[コーポレートガバナンスの充実]

当社は、企業価値最大化を実現するため、コーポレートガバナンスの強化に取組んでおります。

当期は、会社法の施行に対応したグループ会社の機関設計の見直しや、グループにおける内部統制システムの体制整備に取組みました。

なお、平成20年度から適用される内部統制報告書制度につきましては、当期よりグループ各社横断のプロジェクトを立ち上げ、対応に着手しております。

[CSR（注1）・その他]

当社グループは、お客様や株主の皆様をはじめとする幅広い方々からの信頼が必要不可欠であるとの認識のもと、当社のCSR室を中心に社会貢献活動に取組んでおります。

前期に引き続きSRIファンド（注2）の普及・促進に取組み、当社グループが設定・販売する「ダイワ・エコ・ファンド」はSRIファンドで国内最大級の純資産額となりました。また、当社グループは世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において発表された「世界の持続可能な企業100社」に選出されました。なお、当社は、当期中に初めて「FTSE4グッド・インデックス（FTSE4 Good Index）」（注3）の構成銘柄に採用されたほか、「ダウジョーンズ・サステナビリティ・ワールド・インデックス（DJSI World）」（注4）には8年連続で採用されております。

このほか、当社グループでは、知的財産活動にも注力しており、当期は16件の特許権を取得いたしました。

（注1）CSR（Corporate Social Responsibility）　企業の社会的責任
（注2）SRI（Socially Responsible Investment）社会的責任投資
　　　CSRに積極的に取組み、かつ持続的な成長が期待できる企業に投資するファンド
（注3）英国フィナンシャルタイムズ（FT）社とロンドン証券取引所の合弁会社であるFTSE社が提供する社会的責任投資（SRI）株価指数
（注4）米国ダウ・ジョーンズ社と、企業の持続可能性評価を行うスイスSAMリサーチ社が提供する社会的責任投資（SRI）株価指数

2．連結業績の概況

当期の連結決算は以下のとおりとなりました。当期の連結子会社は46社であり、持分法適用関連会社は4社であります。

当期の連結貸借対照表及び連結損益計算書は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）のほか、当社グループの主たる事業である証券業を営む会社の貸借対照表及び損益計算書に適用される「証券会社に関する内閣府令」（平成10年総理府令・大蔵省令第32号）及び「証券業経理の統一について」（昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議）に準拠して作成しております。

（1）当社グループの営業収益及び純営業収益の状況

当期の連結の営業収益は前期比8.5％増の9,173億円、純営業収益は前期比9.1％減の5,267億円となりました。

（単位：百万円）

項目　　年度別	当期（平成18年度）	前期（平成17年度）	増減率
受入手数料	**306,736**	**309,188**	**△0.8%**
［株式関連（エクイティ）］	[98,986]	[120,216]	[△17.7%]
［債券（フィックスト・インカム）］	[2,666]	[3,202]	[△16.7%]
［資産運用（アセット・マネジメント）］	[106,906]	[82,403]	[29.7%]
［投資銀行（インベストメント・バンキング）］	[74,985]	[82,735]	[△9.4%]
［その他］	[23,190]	[20,631]	[12.4%]
トレーディング損益	**157,332**	**224,912**	**△30.0%**
［株券等］	[31,288]	[124,270]	[△74.8%]
［債券・為替等］	[126,044]	[100,641]	[25.2%]
営業投資有価証券関連損益	**32,818**	**21,539**	**52.4%**
金融収益	**373,452**	**245,210**	**52.3%**
その他の売上高	**46,967**	**44,808**	**4.8%**
営業収益	**917,307**	**845,659**	**8.5%**
金融費用	**354,245**	**231,572**	**53.0%**
売上原価	**36,298**	**34,729**	**4.5%**
純営業収益	**526,764**	**579,358**	**△9.1%**

①受入手数料

受入手数料の内訳は以下のとおりであります。

〔**株式関連（エクイティ）**〕

株式関連の受入手数料は、個人の売買シェアや委託手数料率の低下などにより大和証券株式会社の委託手数料が減少したため、前期に比べ17.7％減少し、989億円となりました。

〔**債券（フィックスト・インカム）**〕

債券の受入手数料は、委託手数料、代理事務手数料等で構成されております。当期は合計で前期比16.7％減少し、26億円となりました。

〔**資産運用（アセット・マネジメント）**〕

資産運用では、投資信託の純資産残高増加に伴い、信託報酬が増加いたしました。その結果、資産運用の受入手数料は合計で前期に比べ29.7％増加し、1,069億円となりました。

〔**投資銀行（インベストメント・バンキング）**〕

投資銀行の受入手数料は、主に公募・売出しに係る手数料及びM＆A業務の手数料で構成されます。全体では、前期に比べ、大型の公募・売出し案件の獲得が減少したことから9.4％減少し、749億円となりました。

〔**その他**〕

主なものは、カストディ・フィー（保管手数料）、投資事業組合等運営報酬、個人年金保険の販売手数料であります。合計は前期比12.4％増の231億円となりました。

②トレーディング損益

株券等トレーディング損益は、前期比74.8％減の312億円となりました。債券・為替等トレーディング損益は、前期比25.2％増の1,260億円となりました。

（２）当社グループの損益の状況

純営業収益から、販売費・一般管理費、営業外収益、営業外費用を加減した結果、当期の経常利益は前期比25.0％減の1,954億円となりました。これに投資有価証券売却益等の特別利益36億円、本社移転関連費用、減損損失等の特別損失130億円、法人税等及び少数株主利益を計上した結果、当期純利益は前期比33.7％減の927億円となりました。

（3）当社グループの資産・負債・純資産の状況

当期は、前期末に比べ有価証券担保貸付金が5,401億円増加したものの、トレーディング商品が1兆800億円減少したことなどにより、流動資産が13兆8,911億円（前期末比5,012億円減）となりました。この結果、当期末の資産合計は前期末に比べ4,876億円減少し、14兆4,112億円となりました。一方、当期末の負債合計は、13兆1,880億円（前期末比6,818億円減）となりました。当期末の純資産合計は1兆2,232億円（少数株主持分含む）となり、1株当たり純資産は、665円98銭となりました。

（4）当社グループの設備投資の状況

当社グループでは、お客様の利便性向上のための設備投資を行っております。当期においては、大和証券株式会社のオンライントレードシステムの強化、基幹系業務システムの刷新を引き続き推進し、総額491億円のIT関連投資を行いました。

また、店舗に関しても、大和証券株式会社が青葉台支店（神奈川県）、堺支店（大阪府）を出店するとともに、お客様がよりご利用しやすくなるように、既存店舗の移転・改装・拡張などの設備投資を積極的に行いました。

（5）当社グループの資金調達の状況

当社は、平成18年6月15日を払込期日とした第5回無担保普通社債500億円を発行いたしました。資金の使途は、大和証券株式会社における事業資金への充当であります。

一方、平成18年9月29日を償還期日とした第16回無担保転換社債は前期末時点の残高791億円のほぼ全額が株式に転換されました。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成18年5月に当社及び株式会社三井住友銀行から劣後特約付借入により合計500億円、当社及び株式会社三井住友フィナンシャルグループへの株主割当増資により合計1,002億円、それぞれ調達を実施いたしました。

3. 過去5年間の連結業績及び連結財産の状況の推移

項目＼期別	第66期 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	第67期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	第68期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	第69期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第70期(当期) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
営業収益	3,876億円	4,538億円	5,193億円	8,456億円	9,173億円
純営業収益	2,708億円	3,524億円	3,904億円	5,793億円	5,267億円
経常利益	292億円	961億円	1,204億円	2,606億円	1,954億円
当期純利益又は当期純損失(△)	△63億円	426億円	526億円	1,399億円	927億円
株主資本（純資産）	5,417億円	6,041億円	6,483億円	7,922億円	1兆2,232億円
総資産	9兆5,028億円	10兆7,656億円	12兆3,789億円	14兆8,988億円	14兆4,112億円
1株当たり株主資本（純資産）	407.84円	453.60円	486.70円	598.27円	665.98円
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	△ 4.75円	31.66円	39.03円	103.90円	67.90円
株主資本利益率（ROE）	—	7.4%	8.4%	19.4%	10.8%
連結子会社	51社	51社	46社	46社	46社
持分法適用会社数	4社	5社	5社	5社	4社

（注1）当期から「純資産」の数値は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）の適用に基づき、変更後の算定方法により算出しております。
（注2）「1株当たり純資産」の当期の数値は次の計算式により算出しております。
1株当たり純資産＝（純資産－新株予約権－少数株主持分等）／期末発行済株式数

4. 当社グループの対処すべき課題

日本経済の着実な回復を追い風に、国内においては「貯蓄から投資へ」の流れが加速し、資産運用に対する個人投資家の要望は多様化しております。また、企業においてはビジネス戦略の実行のため、資本市場の活用を活発化させています。このため、資本市場は社会の公器として重要な役割を担っており、健全な資本市場を支えるという大和証券グループの社会的使命も、ますます重要なものとなっています。

このような認識のもと、大和証券グループでは、平成18年度から平成20年度までの3ヵ年を対象とするグループ中期経営計画－“Passion for the Best”2008－を策定し、「日本最高の証券グループ」へと進化していくことを目指しております。

主な経営目標として、次の4点を掲げております。

PASSION FOR THE BEST

①連結経常利益：3,500億円以上
②連結ROE　：15％以上
③リテール　：顧客預り資産45兆円以上
④ホールセール：リーグテーブルNo.1（エクイティ総合・デット総合・M&A）

グループ中期経営計画の2年目である平成19年度は、最終的な経営目標の完全達成に向け、各事業部門がアクションプランを着実に実行することにより、実績を伸ばしていきたいと考えております。

個人のお客様に対しては、グループの総力を結集し、個人の運用ニーズに対応した商品・サービスを提供することで顧客基盤を飛躍的に拡大させていきます。

一方、法人のお客様に対しては、資金調達やM＆Aに関わる総合的な解決策を提供し、その成長戦略を強力にサポートすることで、ホールセールビジネスの拡大を図っていきます。

また、グローバル展開においては、アジア関連事業に注力し、海外市場における大和証券グループのプレゼンスの再構築を図ります。

なお、平成19年度の各部門の事業計画は以下のとおりです。

（1）リテール部門

①お客様の要望に応じた幅広い商品・サービスの提供による顧客資産の拡大
②店舗とインターネットの融合による新規顧客の獲得
③株式投信保有顧客の拡大、団塊世代のニーズへの対応
④ダイワSMAの運用力の向上と運用スタイルの拡充並びにファンドラップ(注)の導入・推進
⑤グループ各社との連携強化による商品提供力の充実
⑥多様化する運用・調達ニーズに即した法人ビジネスの強化

（注）ラップ口座（お客様に提供する資産運用サービスとしての資産の運用・管理を行い、契約資産残高に応じて運用報酬・売買執行手数料・口座管理料等を一括してお支払い頂く口座）のうち、投資信託を投資対象とするサービス

（2）ホールセール部門

①アジアに重点を置いた海外ビジネスの強化
②日本企業関連の国際的M＆A強化
③各部門の協働による案件組成能力の強化
④クレジット商品、ローン、ファンドなどの商品ラインアップの充実及び販売体制の強化
⑤トレーディング能力向上及びデリバティブ・トレーディング機能等の強化

(3) アセット・マネジメント部門

大和証券投資信託委託

①アジアを中心とした海外運用体制の強化及び商品展開の多様化

②有力販売会社ごとに個別のマーケティングを強化

③マーケティング・リサーチを強化し、お客様の要望を捉えた大型商品を開発

大和住銀投信投資顧問

①国内年金向け商品の多様化及び運用力の向上

②日本株を中心とした海外顧客への展開

③株式投信のマーケティング強化

(4) 投資部門

①プライベート・エクイティ（PE）既存投資先及び債権投資案件の回収推進

②PEマーケティング能力の向上、海外PE投資に係る案件発掘等を通じた優良案件への新規投資1,000億円の実行

(5) リサーチ・システム部門

①リサーチ部門における顧客評価の国内トップ奪回

②アジア・新興国のリサーチ体制の強化

③経営コンサルティングにおけるIT・アジア・金融といった戦略分野への注力

④システム部門におけるグループIT案件への対応及び人材育成の継続

なお、当社の子会社である大和証券株式会社は、平成18年12月に金融庁より不公正取引の未然防止等に関し行政処分を受け、平成19年１月に業務改善報告書を提出しました。当社グループといたしましては、かかる事態を厳粛に受け止め、法令遵守及び内部管理体制の強化を図っております。

当社グループは、全役職員が業務に邁進し、引き続き企業価値の拡大に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

5．当社グループの状況

（1）当社グループの主要な事業内容

有価証券及びデリバティブ商品の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、その他証券業並びに金融業に関連する業務等

（2）重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	住所	資本金	出資比率（うち直接所有）	業務内容
大和証券株式会社	東京都千代田区	100,000百万円	100.0% （100.0%）	証券業務 投資顧問業務
大和証券エスエム ビーシー株式会社	東京都千代田区	255,700百万円	60.0% （ 60.0%）	証券業務
大和証券投資信託 委託株式会社	東京都中央区	15,174百万円	100.0% （100.0%）	証券投資信託委託業務 投資顧問業務
株式会社大和総研	東京都江東区	3,898百万円	100.0% （ 91.3%）	調査研究業務 受託計算業務 コンサルティング業務
大和住銀投信投資 顧問株式会社（注）	東京都中央区	2,000百万円	44.0% （ 44.0%）	投資顧問業務 証券投資信託委託業務
株式会社大和証券 ビジネスセンター	東京都江東区	100百万円	100.0% （100.0%）	事務代行業務 人材派遣業務
大和プロパティ株式会社	東京都中央区	100百万円	100.0% （ 99.4%）	営業用店舗等不動産の保有、賃貸借業務
エヌ・アイ・エフSMBC ベンチャーズ株式会社	東京都中央区（本店所在地） 東京都千代田区（本社事務所）	18,767百万円	46.3% （ 46.3%）	ベンチャーキャピタル業務
大和証券SMBC ヨーロッパリミテッド	イギリス ロンドン市	109.1百万 スターリングポンド	100.0% （ － ）	証券業務
大和アメリカ Corporation	アメリカ ニューヨーク市	486百万 米ドル	100.0% （100.0%）	子会社の統合・管理
大和セキュリティーズ アメリカ Inc.	アメリカ ニューヨーク市	100百万 米ドル	100.0% （ － ）	証券業務
大和証券SMBC アジアホールディング B.V.	オランダ アムステルダム市	177.3百万 ユーロ	100.0% （ － ）	子会社の統合・管理
大和証券SMBC香港 リミテッド	香港	100百万香港ドル 及び 68.5百万米ドル	100.0% （ － ）	証券業務
大和証券SMBC シンガポールリミテッド	シンガポール シンガポール市	42百万 シンガポールドル	100.0% （ － ）	証券業務 金融業務

（注）上記のうち大和住銀投信投資顧問株式会社は関連会社であります。

（3）当社グループの企業結合等の状況

①当社グループの事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

株式会社大和総研は、平成18年7月25日を効力発生日として、同社の資産運用評価部門を株式会社大和ファンド・コンサルティングに承継させる吸収分割を実施いたしました。

②他の会社の事業の譲受けの状況

該当する重要な事項はありません。

③吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する重要な事項はありません。

④他の会社の株式その他の持分等の取得または処分の状況

当社は、保護預り有価証券を担保としてローンをご提供する大和証券担保ローン株式会社を平成18年5月1日に設立し、その株式の全てを取得して100％子会社といたしました。

当社は平成18年9月5日をもって、日の出証券株式会社の株式を公開買付けによって取得したことにより、同社の普通株式22,305,620株（92.38％）を保有し、同社を当社の連結子会社といたしました。

当社は、平成18年12月26日をもって、米国のプライベート・エクイティ会社であるEMP Global L.L.Cとの合弁会社であるアジア地域におけるプライベート・エクイティ投資とアジア地域に投資するプライベート・エクイティファンドの運用を主要な業務とするイー・エム・ピー・ダイワ・キャピタル・アジア・リミテッドの議決権の49.9％を取得いたしました。

（4）重要な業務提携の状況

当社は株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行との間で、ホールセール証券業務、アセット・マネジメント業務及びベンチャーキャピタル業務の各分野において合弁事業を行っております。

（5）当社グループの主要な拠点の状況

①当社の本社　　東京都千代田区大手町二丁目6番4号

②主要な子会社の営業拠点等の状況

営業店名	所　在　地	営業店名	所　在　地
大和証券株式会社			
本店	東京都　千代田区	新潟支店	新潟県　新潟市
新宿支店	東京都　新宿区	名古屋支店	愛知県　名古屋市
渋谷支店	東京都　渋谷区	静岡支店	静岡県　静岡市
池袋支店	東京都　豊島区	金沢支店	石川県　金沢市
立川支店	東京都　立川市	大阪支店	大阪府　大阪市
横浜駅西口支店	神奈川県　横浜市	梅田支店	大阪府　大阪市
横浜支店	神奈川県　横浜市	神戸支店	兵庫県　神戸市
千葉支店	千葉県　千葉市	京都支店	京都府　京都市
大宮支店	埼玉県　さいたま市	高松支店	香川県　高松市
札幌支店	北海道　札幌市	広島支店	広島県　広島市
仙台支店	宮城県　仙台市	福岡支店	福岡県　福岡市
宇都宮支店	栃木県　宇都宮市	鹿児島支店	鹿児島県　鹿児島市
大和証券エスエムビーシー株式会社			
本店	東京都　千代田区	名古屋支店	愛知県　名古屋市
大阪支店	大阪府　大阪市		

（6）従業員の状況

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
13,264名	703名増

（注）従業員数につきまして、FA（ファイナンシャルアドバイザー）社員917名を含めております。

②当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
266名（９名増）	37歳10ヵ月	11年５ヵ月

（7）主要な借入先の状況

借入先	借入金の種類	借入金残高
当社		
株式会社三井住友銀行	短期借入金	40,000百万円
住友信託銀行株式会社	短期借入金	20,000百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	短期借入金	10,820百万円
太陽生命保険株式会社	長期借入金	10,000百万円
第一生命保険相互会社	長期借入金	10,000百万円
大和証券エスエムビーシー株式会社		
株式会社三井住友銀行	劣後借入金	72,000百万円
	短期借入金	10,565百万円
住友信託銀行株式会社	劣後借入金	30,000百万円
大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社		
株式会社三井住友銀行	短期借入金	15,000百万円
住友信託銀行株式会社	短期借入金	15,000百万円
エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社		
株式会社三井住友銀行	短期借入金	9,018百万円
	長期借入金	7,000百万円

（注）当社グループ外からの借入れのうち主要なものを記載しております。

（8）その他当社グループの現況に関する重要な事項

特にございません。

（注）本事業報告は、「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき記載しております。なお、当社グループの状況に関する事項を記載することが可能な部分については、当社単独の状況の記載に代えて、当社グループの状況を記載しております。

Ⅱ．会社の概況（平成19年３月31日現在）

１．株式の状況

（１）株式の総数

発行可能株式総数　4,000,000,000株

発行済株式の総数（自己株式含む）　1,404,664,772株

（注）発行済株式の総数の増加は当期中の転換社債型新株予約権付社債（第16回無担保転換社債）の転換に伴う新株発行（72,204,663株）によるものです。

（２）株主数　94,902名

（３）大株主

株主名	当社への出資状況 持株数（出資比率）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	91,354千株（6.50％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	76,372千株（5.44％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	42,613千株（3.03％）
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー	34,632千株（2.47％）
株式会社三井住友銀行	30,328千株（2.16％）
インベスターズ　バンク	28,720千株（2.04％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・住友信託退給口	24,888千株（1.77％）
バンク　オブ　ニューヨーク　ジーシーエム　クライアント　アカウンツ　イー　アイエスジー	24,205千株（1.72％）
太陽生命保険株式会社	23,140千株（1.65％）
日本生命保険相互会社	20,867千株（1.49％）

（注）出資比率は自己株式（8,936,747株）を含めて計算しております。

2．新株予約権等の状況

（1）当期末において当社役員が保有する新株予約権（ストック・オプション）の内容の概要

①旧商法第280条ノ20ならびに第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

第1回新株予約権（平成16年9月1日発行）

1）新株予約権の数 ……1,913個
2）新株予約権の目的となる株式の種類及び数 ……当社普通株式1,913,000株
3）新株予約権の払込金額 ……無償
4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 …1個当たり756,000円（1株当たり756円）
5）新株予約権の行使期間 ……平成18年7月1日から平成23年8月31日まで
6）新株予約権の行使の条件
　イ．各新株予約権の一部行使はできないものとする。
　ロ．その他の条件については、新株予約権付与契約書に定めるところによる。

2005年6月発行新株予約権（平成17年6月24日発行）

1）新株予約権の数 ……533個
2）新株予約権の目的となる株式の種類及び数 ……当社普通株式533,000株
3）新株予約権の払込金額 ……無償
4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 …1個当たり1,000円（1株当たり1円）
5）新株予約権の行使期間 ……平成17年7月1日から平成37年6月30日まで
6）新株予約権の行使の条件
　イ．各新株予約権の一部行使はできないものとする。
　ロ．当社及び当社子会社のうち、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する会社の取締役、執行役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から行使できるものとする。
　ハ．上記ロ．にかかわらず、平成37年6月1日より、他の権利行使の条件に従い、行使できるものとする。
　ニ．その他の条件については、新株予約権付与契約書に定めるところによる。

第2回新株予約権（平成17年9月2日発行）

1）新株予約権の数 ……………………………………………2,560個

2）新株予約権の目的となる株式の種類及び数 …………当社普通株式2,560,000株

3）新株予約権の払込金額 ………………………………………無償

4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 …1個当たり781,000円
（1株当たり781円）

5）新株予約権の行使期間 ………………………………………平成19年7月1日から
平成24年8月31日まで

6）新株予約権の行使の条件

イ．各新株予約権の一部行使はできないものとする。

ロ．その他の条件については、新株予約権付与契約書に定めるところによる。

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権

2006年7月発行新株予約権（平成18年7月1日発行）

1）新株予約権の数 ……………………………………………298個

2）新株予約権の目的となる株式の種類及び数 …………当社普通株式298,000株

3）新株予約権の払込金額 ………………………………………無償

4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 …1個当たり1,000円
（1株当たり1円）

5）新株予約権の行使期間 ………………………………………平成18年7月1日から
平成38年6月30日まで

6）新株予約権の行使の条件

イ．各新株予約権の一部行使はできないものとする。

ロ．当社及び当社子会社のうち、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から行使できるものとする。

ハ．上記ロ．にかかわらず、平成38年5月31日より、他の権利行使の条件に従い、行使できるものとする。

ニ．その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

③前記①②の新株予約権のうち当社役員の保有状況

新株予約権の名称	保有者数 （取締役及び執行役）	新株予約権の数
第1回新株予約権	8名	127個
2005年6月発行新株予約権	14名	129個
第2回新株予約権	1名	3個
2006年7月発行新株予約権	15名	74個

（注1）社外取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の割当はございません。
（注2）上記のほか、当期中に第３回新株予約権（後記（2）参照）を発行しておりますが、同新株予約権は当期末の役員への割当はございません。

（2）当期中に使用人等に対して割当てられた新株予約権（ストック・オプション）の内容の概要

2006年７月発行新株予約権（平成18年7月1日発行）

前記（1）参照

第３回新株予約権（平成18年9月4日発行）

1）新株予約権の数 ……………………………………………2,571個
2）新株予約権の目的となる株式の種類及び数 …………当社普通株式2,571,000株
3）新株予約権の払込金額 ………………………………………無償
4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 …1個当たり1,515,000円
（1株当たり1,515円）
5）新株予約権の行使期間 ………………………………………平成23年7月1日から
平成28年6月23日まで
6）新株予約権の行使の条件
イ．各新株予約権の一部行使はできないものとする。
ロ．その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

当社使用人等の保有状況

新株予約権の名称	区　分	保　有　者　数	新株予約権の数
2006年7月発行 新株予約権	当社使用人	0名	0個
	子会社取締役	30名	101個
	子会社使用人	46名	123個
	合　計	76名	224個
第3回 新株予約権	当社使用人	91名	158個
	子会社取締役	7名	20個
	子会社使用人	1,645名	2,296個
	合　計	1,743名	2,474個

（注1）子会社の執行役員は、区分上、子会社使用人に含まれております。
（注2）子会社の監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権の割当はございません。

３．役員の状況

（１）取締役の状況

地　　位	氏　　名	担当又は主な職業
取 締 役 会 長	原　　良　也	
取締役副会長	清　田　　瞭	
取　締　役	鈴　木　茂　晴	
取　締　役	斎　藤　辰　栄	
取　締　役	前　　哲　夫	
取　締　役	吉　留　　真	
取　締　役	日比野　隆　司	
取　締　役	岩　本　信　之	
取　締　役	林　部　健　治	
取　締　役	川　上　哲　郎	住友電気工業株式会社相談役
取　締　役	安　田　隆　二	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
取　締　役	北　島　敬　介	弁護士
取　締　役	宇　野　紘　一	公認会計士

（注1）取締役のうち川上哲郎、安田隆二、北島敬介、宇野紘一の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
（注2）当社は委員会設置会社として、取締役から構成される以下の三委員会を設置しております。
指名委員会：原良也（委員長）、鈴木茂晴、川上哲郎、安田隆二、北島敬介
監査委員会：林部健治（委員長）、北島敬介、宇野紘一
報酬委員会：原良也（委員長）、鈴木茂晴、川上哲郎、安田隆二、宇野紘一
（注3）監査委員のうち、宇野紘一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
（注4）なお、斎藤辰栄氏は、平成19年4月2日に取締役を退任いたしております。

(2) 執行役の状況

地　位	氏　　名	担当又は主な職業
代表執行役社長	鈴　木　茂　晴	最高経営責任者（CEO） 兼　リテール部門担当執行役 大和証券株式会社代表取締役社長
代表執行役副社長	斎　藤　辰　栄	最高執行責任者（COO） 兼　ホールセール部門担当執行役 大和証券エスエムビーシー株式会社代表取締役社長
執行役副社長	前　　哲　夫	リテール部門副担当執行役 大和証券株式会社代表取締役副社長
執行役副社長	野　田　賢治郎	ホールセール部門副担当執行役 大和証券エスエムビーシー株式会社代表取締役副社長
執行役副社長	樋　口　三千人	アセットマネジメント部門担当執行役 大和証券投資信託委託株式会社代表取締役社長
執行役副社長	武　本　嘉　之	リサーチ部門担当執行役 株式会社大和総研代表取締役社長
専務執行役	吉　留　　真	ホールセール部門副担当執行役 大和証券エスエムビーシー株式会社代表取締役専務取締役
常務執行役	日比野　隆　司	企画担当執行役 兼　人事担当執行役
常務執行役	中　村　　明	情報技術担当執行役（CIO） 兼　企画副担当執行役
執　行　役	岩　本　信　之	最高財務責任者（CFO） 兼　企画副担当執行役
執　行　役	若　林　孝　俊	法務担当執行役 兼　人事副担当執行役
執　行　役	横　井　正　道	米州部門担当執行役 大和アメリカCorporation会長
執　行　役	原　　良　也	
執　行　役	清　田　　瞭	

（注1）執行役のうち、鈴木茂晴、斎藤辰栄、前哲夫、吉留真、日比野隆司、岩本信之、原良也、清田瞭の8名は取締役を兼務しております。

（注2）執行役のうち、野田賢治郎、若林孝俊の2氏は平成19年4月1日をもって、斎藤辰栄氏は平成19年4月2日をもって、それぞれ退任いたしました。なお、野田賢治郎氏は平成19年4月1日付で大和証券エスエムビーシー株式会社代表取締役副社長を、斎藤辰栄氏は平成19年4月2日付で同社代表取締役社長をそれぞれ退任いたしております。

（注3）平成19年4月2日付で東俊太郎、森郁夫、中田誠司、後藤正明の4名が新たに執行役に就任し、同日付で執行役の担当を以下のとおり変更いたしました。

吉　留　　真　最高執行責任者（COO）　兼　ホールセール部門担当執行役
東　俊　太　郎　ホールセール部門副担当執行役
森　　郁　夫　ホールセール部門副担当執行役
中　村　　明　情報技術担当執行役（CIO）
岩　本　信　之　最高財務責任者（CFO）
中　田　誠　司　企画副担当執行役　兼　人事副担当執行役
後　藤　正　明　法務担当執行役

なお、平成19年4月2日付で吉留真は大和証券エスエムビーシー株式会社代表取締役社長に、東俊太郎は同社代表取締役副社長に、森郁夫は同社代表取締役専務取締役にそれぞれ就任いたしております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の会社との兼職状況

氏　　名	兼職先会社の名称	兼職の内容
川　上　哲　郎	株式会社明電舎	社　外　取　締　役
	日本ベンチャーキャピタル株式会社	社　外　取　締　役
	株式会社FM802	社　外　取　締　役
安　田　隆　二	昭栄株式会社	社　外　取　締　役
	第一高周波工業株式会社	社　外　取　締　役
	富士火災海上保険株式会社	社　外　取　締　役
	株式会社福岡銀行	社　外　取　締　役
	株式会社バンテック・グループ・ホールディングス	社　外　取　締　役
北　島　敬　介	日本郵船株式会社	社　外　監　査　役
	日本生命保険相互会社	社　外　監　査　役
宇　野　紘　一	セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社	社　外　監　査　役
	SCJ債権回収株式会社	社　外　監　査　役
	国際興業株式会社	社　外　監　査　役

(注1) 安田隆二氏は、平成19年4月2日付で、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの社外取締役に就任しております。
(注2) 上記兼職先は当社の主要な取引先ではございません。

②当期における主な活動状況

氏　　名	主な活動状況（出席及び発言の状況）
川　上　哲　郎	当期に開催の取締役会12回のうち11回に出席し、必要に応じて、主に経営者として豊かな経験と見識から、議案・審議等についての発言を行っております。
安　田　隆　二	当期に開催の取締役会12回のうち11回に出席し、必要に応じて、主に経営戦略に関する知識と経験に基づき、議案・審議等についての発言を行っております。
北　島　敬　介	当期に開催の取締役会12回及び監査委員会12回の全てに出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の維持・構築についての発言を行っております。
宇　野　紘　一	当期に開催の取締役会12回及び監査委員会12回の全てに出席し、必要に応じて、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の財務・会計の方針についての発言を行っております。

(注) 北島敬介氏及び宇野紘一氏は、監査委員であります。

③責任限定契約の内容の概要

各社外取締役は、当社と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

（4）当社の取締役及び執行役の報酬等の額

区　分	取締役		執行役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
報酬委員会決議に基づく報酬等の額	5	105	14	1,042	19	1,147

（注1）上記の支給額には、当期の業績連動型報酬として支給予定の額を含んでおります。
（注2）上記の支給額には、取締役及び執行役に対し、ストック・オプションとして割り当てられた新株予約権の価額合計100百万円を含んでおります。具体的な新株予約権の内容につきましては、「2.新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
（注3）上記のほか、当期中に退任した取締役1名に対し、第67回定時株主総会決議（平成16年6月23日）に基づく退職慰労金19百万円が支給されております。
（注4）社外取締役4名に対する報酬等の総額は67百万円であります。
（注5）当期末現在の人員は、取締役13名及び執行役14名であり、うち取締役8名は執行役を兼務しております。取締役と執行役の兼任者の報酬は、執行役に対する報酬等の支給額の欄に総額を記載しております。

（5）取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針

取締役及び執行役の報酬については、

・健全なビジネス展開を通じて株主価値の増大に寄与し、短期及び中長期の業績向上へ結びつくインセンティブが有効に機能すること
・グローバルに展開する証券グループとして、国内はもとより、国際的にも競争力のある水準であること
・委員会設置会社として、執行と監督が有効に機能すること

を基本方針としています。

取締役及び執行役の報酬は、基本報酬、業績連動型報酬、株価連動型報酬で構成され、具体的には以下のとおりです。

①基本報酬

基本報酬は、役職、職責、役割に応じた固定報酬とする。

②業績連動型報酬

業績連動型報酬は、連結経常利益、連結ROEを基準に、営業資産、生産性、顧客満足度等の要素を加味した上で、個人の貢献度合に応じて決定する。

執行役を兼務しない取締役に対しては、業績連動型報酬を設定しない。

③株価連動型報酬

株価連動型報酬として、株主価値との連動性を高めるために、基本報酬の一定割合に相当する価値のストック・オプション等を付与する。

社外取締役に対しては、株価連動型報酬を設定しない。

4. 会計監査人の状況

①名称　　あずさ監査法人

②報酬等の額

1）当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額　42百万円

2）当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額　369百万円

（注1）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
（注2）当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）以外の業務である、内部統制システムの構築に関するコンサルティング業務についての対価を支払っております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があった場合あるいはその他当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行う必要があると監査委員会が判断した場合、その事実に基づき検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査委員会規程に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定いたします。

④その他

当社の重要な子会社のうち、大和アメリカCorporation及び大和証券SMBCヨーロッパリミテッドは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

（注）当社は、会計監査人「あずさ監査法人」との間で責任限定契約を締結しておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分を含む株主価値の持続的な向上を目指しております。
配当については、連結業績を反映して半期毎に配当性向30％程度の配当を行う方針です。但し、安定性にも配慮した上で、今後の事業展開に要する内部留保を十分確保できた場合には、自社株買入等も含めてより積極的に株主への利益還元を行う方針です。

なお、上記の基本方針を踏まえ、当期に係る剰余金の配当は、中間配当として1株当たり12円（平成18年10月26日開催取締役会決議）、期末配当として1株当たり16円とさせていただきます。従いまして、年間での配当金額は1株につき28円となり、配当性向（連結）は、下期42.4％、年間41.2％となります。

6. 業務の適正を確保するための体制

会社法第416条第1項第1号ロ及びホ及び会社法施行規則第112条の規定に基づき取締役会が業務の適正を確保するための体制として決議した事項の概要は次のとおりであります。

(1) 監査委員会の職務の執行のため必要な事項（会社法施行規則第112条第1項に定める事項）

①監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の業務を補佐する専任部室を設置する。

②前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役は、監査委員会の重要性を踏まえ、業務執行部門からの独立性等に配慮し、当該部室の人事（人事異動、評価等）、組織変更等について、予め監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員（以下、選定監査委員という。）の同意を得なければならない。

③執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役及びその他役職員は監査委員会又は選定監査委員に対し以下の報告を行う。

イ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその事実

ロ．役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨

ハ．監査委員会又は選定監査委員が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項

④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査委員は、経営監理委員会に出席し、説明を求め意見を述べることができる。またその他重要会議へ出席することができる。

・監査委員は各リスクを所管する部署より当社グループのリスク状況について、また内部監査部門より当社グループの内部監査状況について定期的に報告を受ける。

・監査委員会又は選定監査委員は、必要に応じ内部監査部門に調査を委嘱することができる。

・監査委員会は会計監査人よりグループ各社の監査状況について定期的に報告を受ける。

・業務執行部門から独立した外部専門家に監査業務を補助させることができる。

(2) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（会社法施行規則第112条第2項に定める体制）

①執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）コンプライアンス体制

・当社グループにおける法令・諸規則及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を導入する。

・役職員の法令等遵守を目的とし、倫理規程及び倫理行動規範を制定する。
・役職員に対し、グループ各社において各社の業務の特性に応じたコンプライアンス研修を実施する。
・当社グループの企業倫理遵守体制の整備及び推進全般に関する責任者をおき、企業倫理の役職員への浸透・定着の推進を行う部室を設置する。
・当社グループの法律問題全般に関する助言を行い、グループ各社における法令諸規則等の遵守体制の整備に関する活動を支援する部室を設置する。

2）経営監理委員会

・経営監理委員会は、執行役会の分科会として当社グループの業務に係る内部統制の整備、リスク管理体制の整備、内部監査体制の整備に関する事項につき審議決定する。

3）内部監査部門

・当社グループの健全かつ効率的な内部統制の構築を図るため、内部監査を重要な機能と位置付け、内部監査部門を設置するとともに、主要なグループ各社にも内部監査部門を設置する。
・内部監査部門は、当社グループの内部統制の有効性を評価・検証するとともに、業務の改善・効率化に資する提言を行う。
・内部監査部門は、内部監査の計画及び結果について監査委員会及び経営監理委員会に付議・報告を行う。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務執行に係る情報については、文書整理保存規程に従い適切に保存及び管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・グループ全体のリスクを正確に把握し適切に管理することを目的としてリスク管理規程を定め、これにリスク管理の基本方針及びリスクのカテゴリー毎に管理する執行役及び所管する部署を定めることによりリスク管理体制を明確化する。
・リスクを所管する部署は所管するリスクの管理規程若しくは管理方針を別途定めることとし、所管するリスクの管理状況について経営監理委員会等に報告する。

④執行役の職務の執行が効率的に行われるための体制

・執行役の職務及びその執行方法、統括する業務について執行役規程により明確化する。
・当社又は当社グループに影響を及ぼす重要事項について執行役会規程により決議事項及び報告事項を明確化する。

⑤当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社執行役が主要なグループ各社の代表者を兼務すること等により、グループ各社においてグループ戦略に基づく事業戦略を機動的かつ効率的に実践する。
・国内外のグループ会社の事業活動を適切に管理することを目的として、グループ会社管理規程等を定める。
・グループ各社の経営に関する重要な情報を把握し、当該情報が法令・諸規則に従い公正かつ適時適切に開示されることを確保するため、グループ各社において規程を定める。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部		
科目	第70期（平成19年3月31日現在）	第69期（ご参考）（平成18年3月31日現在）
流動資産	**13,891,106**	**14,392,393**
現金・預金	365,310	407,889
預託金	256,434	297,878
受取手形及び売掛金	15,661	11,368
有価証券	44,202	20,205
トレーディング商品	5,082,219	6,162,242
商品有価証券等	4,228,894	4,491,212
デリバティブ取引	853,324	1,671,029
営業投資有価証券	448,964	390,917
投資損失引当金	△　8,787	△　8,496
その他の棚卸資産	2,766	2,271
信用取引資産	575,457	563,537
信用取引貸付金	339,104	359,331
信用取引借証券担保金	236,353	204,206
有価証券担保貸付金	6,814,612	6,274,505
借入有価証券担保金	6,814,603	6,274,385
現先取引貸付金	8	120
立替金	10,038	25,940
短期貸付金	145,391	59,997
未収収益	40,602	36,558
繰延税金資産	12,471	20,187
その他の流動資産	85,901	127,683
貸倒引当金	△　140	△　293
固定資産	**520,158**	**506,497**
有形固定資産	134,536	126,531
無形固定資産	81,315	68,813
投資その他の資産	304,307	311,153
投資有価証券	234,102	249,647
長期貸付金	11,491	11,866
長期差入保証金	23,729	23,538
繰延税金資産	13,208	9,300
その他の投資等	23,373	18,651
貸倒引当金	△　1,599	△　1,851
資産合計	**14,411,265**	**14,898,890**

負債の部		
科目	第70期（平成19年3月31日現在）	第69期（ご参考）（平成18年3月31日現在）
流動負債	**11,939,922**	**12,812,909**
支払手形及び買掛金	6,292	5,138
トレーディング商品	4,105,362	4,879,188
商品有価証券等	3,417,833	3,321,855
デリバティブ取引	687,528	1,557,332
約定見返勘定	67,771	302,572
信用取引負債	233,352	197,482
信用取引借入金	14,446	7,569
信用取引貸証券受入金	218,906	189,912
有価証券担保借入金	5,159,100	4,744,007
有価証券貸借取引受入金	5,000,747	4,525,203
現先取引借入金	158,352	218,803
預り金	148,173	166,508
受入保証金	100,494	99,224
短期借入金	1,644,417	1,795,320
コマーシャル・ペーパー	302,391	234,210
一年以内償還社債	27,912	80,207
一年以内償還転換社債	—	79,193
未払法人税等	12,550	73,779
繰延税金負債	9,287	2,898
賞与引当金	31,200	41,713
その他の流動負債	91,615	111,462
固定負債	**1,240,220**	**1,049,956**
社債	1,018,873	819,559
長期借入金	165,895	167,952
繰延税金負債	24,002	39,007
退職給付引当金	22,590	19,912
本社移転関連費用引当金	3,757	—
訴訟損失引当金	623	—
その他の固定負債	4,478	3,525
特別法上の準備金	**7,896**	**7,024**
負債合計	**13,188,039**	**13,869,891**
少数株主持分	—	**236,718**
資本の部		
資本金	—	**138,828**
資本剰余金	—	**118,339**
利益剰余金	—	**476,216**
株式等評価差額金	—	**72,694**
為替換算調整勘定	—	**863**
自己株式	—	**△　14,660**
資本合計	—	**792,281**
負債、少数株主持分及び資本合計	—	**14,898,890**
純資産の部		
株主資本	**844,854**	—
資本金	178,324	—
資本剰余金	157,678	—
利益剰余金	520,474	—
自己株式	△　11,628	—
自己株式申込証拠金	4	—
評価・換算差額等	**84,671**	—
その他有価証券評価差額金	75,657	—
繰延ヘッジ損益	467	—
為替換算調整勘定	8,546	—
新株予約権	**610**	—
少数株主持分	**293,088**	—
純資産合計	**1,223,225**	—
負債・純資産合計	**14,411,265**	—

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第70期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）	第69期（ご参考）（自 平成17年４月１日 至 平成18年３月31日）
営業収益	**917,307**	**845,659**
受入手数料	306,736	309,188
トレーディング損益	157,332	224,912
営業投資有価証券関連損益	32,818	21,539
金融収益	373,452	245,210
その他の売上高	46,967	44,808
金融費用	**354,245**	**231,572**
売上原価	**36,298**	**34,729**
純営業収益	**526,764**	**579,358**
販売費・一般管理費	**340,372**	**325,199**
取引関係費	71,438	63,909
人件費	163,379	171,061
不動産関係費	38,846	32,659
事務費	23,020	17,273
減価償却費	23,117	22,640
租税公課	8,264	8,071
その他	12,306	9,582
営業利益	**186,391**	**254,159**
営業外収益	**10,937**	**8,697**
営業外費用	**1,913**	**2,204**
経常利益	**195,415**	**260,651**
特別利益	**3,601**	**14,825**
関係会社株式売却益	147	3,714
投資有価証券売却益	3,453	6,385
持分変動益	—	4,725
特別損失	**13,093**	**17,122**
訴訟損失	—	1,279
関係会社株式評価減	200	—
投資有価証券評価減	535	499
固定資産評価損	1,510	—
固定資産除売却損	1,395	548
減損損失	2,974	6,850
臨時償却費	—	4,439
投資有価証券売却損	363	69
海外子会社為替差損	—	1,563
訴訟損失引当金繰入	550	—
貸倒引当金繰入	316	—
本社移転関連費用	4,680	—
証券取引責任準備金繰入	566	1,374
証券市場基盤整備基金拠出金	—	200
その他	—	297
税金等調整前当期純利益	**185,922**	**258,355**
法人税、住民税及び事業税	**65,794**	**77,675**
法人税等調整額	**3,657**	**391**
少数株主利益	**△ 23,746**	**△ 40,339**
当期純利益	**92,724**	**139,948**

連結株主資本等変動計算書

第70期

（自 平成18年４月１日
至 平成19年３月31日）

（単位：百万円）

項目	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計
平成18年3月31日残高	138,828	118,339	476,216	△ 14,660	—	718,723
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	39,495	39,495	—	—	—	78,991
剰余金の配当	—	—	△ 45,806	—	—	△ 45,806
役員賞与	—	—	△ 1,827	—	—	△ 1,827
当期純利益	—	—	92,724	—	—	92,724
自己株式の取得	—	—	—	△ 311	—	△ 311
自己株式の処分	—	△ 156	△ 1,238	3,344	—	1,949
子会社合併による増加高	—	—	406	—	—	406
その他	—	—	—	—	4	4
連結会計年度中の変動額合計	39,495	39,339	44,258	3,032	4	126,131
平成19年3月31日残高	178,324	157,678	520,474	△ 11,628	4	844,854

項目	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高	72,694	—	863	73,557	—	236,718
連結会計年度中の変動額						
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	2,963	467	7,682	11,113	610	56,370
連結会計年度中の変動額合計	2,963	467	7,682	11,113	610	56,370
平成19年3月31日残高	75,657	467	8,546	84,671	610	293,088

当連結会計年度より「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づいて連結計算書類を作成しております。また「会社計算規則」の規定のほか、当企業集団の主たる事業である証券業を営む会社の貸借対照表及び損益計算書に適用される「証券会社に関する内閣府令」（平成10年総理府令・大蔵省令第32号）及び「証券業経理の統一について」（昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議）に準拠しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

⑴ 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　46社

主要な連結子会社の名称

大和証券株式会社
大和証券エスエムビーシー株式会社
大和証券投資信託委託株式会社
株式会社大和総研
株式会社大和証券ビジネスセンター
大和プロパティ株式会社
エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社
大和証券SMBCヨーロッパ リミテッド
大和アメリカ Corporation
大和セキュリティーズ アメリカ Inc.
大和証券SMBCアジアホールディング B.V.
大和証券SMBC香港 リミテッド
大和証券SMBCシンガポール リミテッド

当連結会計年度において、株式の追加取得により1社を連結の範囲に含め、清算の進捗に伴い1社を連結の範囲より除いております。

⑵ 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社大和ソフトウェアリサーチ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、営業収益（または売上高）、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

⑶ 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち子会社としなかった会社等の名称等

当該会社等の数　24社

子会社としなかった主要な会社の名称

キューサイ株式会社
三井観光開発株式会社
明星電気株式会社

子会社としなかった理由

当社の一部の連結子会社が、プリンシパル・ファイナンス業務及びベンチャー・キャピタル業務の営業目的で取得、保有しているものであり、当社グループの傘下に入れることを目的としていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

⑴ 持分法適用の非連結子会社の数　0社

⑵ 持分法適用の関連会社の数　4社

持分法適用の関連会社の名称
大和住銀投信投資顧問株式会社
海際大和証券有限責任公司
東短ホールディングス株式会社
東京短資株式会社
当連結会計年度において、清算に伴い1社を持分法の適用から除外しております。

⑶ 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社
持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称
株式会社大和ソフトウェアリサーチ
持分法を適用しない理由
持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

⑷ 議決権の20％以上、50％以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等
当該会社等の数　29社
関連会社としなかった主要な会社の名称
三洋電機株式会社
三井住友建設株式会社
丸善株式会社
株式会社オギハラ
関連会社としなかった理由
当社の一部の連結子会社が、プリンシパル・ファイナンス業務及びベンチャー・キャピタル業務の営業目的で取得、保有しているものであり、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて当社グループの傘下に入れることを目的とする保有でないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は以下のとおりであります。

3月	45社
12月	1社

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社（DBP－大和証券SMBC フィリピン,Inc）については当該会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項
⑴ 重要な資産の評価基準及び評価方法
① トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法
連結子会社におけるトレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法で計上しております。
② トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法
トレーディング商品に属さない有価証券等については以下のとおりであります。
ア. 売買目的有価証券
時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。
イ. 満期保有目的債券
償却原価法によっております。
ウ. その他有価証券
時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資

産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法で計上しております。なお、投資事業有限責任組合等への出資については、当該組合等の財務諸表に基づいて、組合等の純資産を出資持分割合に応じて、営業投資有価証券または投資有価証券として計上しております（組合等の保有する有価証券の評価差額については、その持分相当額を全部純資産直入法により処理しております)。

なお、一部の連結子会社における一部の有価証券及び営業投資有価証券については、流動資産の部に計上しております。

③ その他の棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として、個別法による原価法で計上しております。

⑵ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

国内連結会社においては、主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

② 無形固定資産、投資その他の資産

主として、定額法によっております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶ 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

② 投資損失引当金

一部の連結子会社において、連結決算日現在に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先会社の実情を勘案の上、その損失見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支払いに備えるため、各社所定の計算基準による支払見積額の当連結会計年度負担分を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社及び一部を除く国内連結子会社は社内規程に基づく当連結会計年度末退職金要支給額を計上しております。これは、当該各社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。その他一部の連結子会社については、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる金額を計上しております。また、年金受給権者のみを対象とする閉鎖型適格退職年金については、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる金額を計上しております。

⑤ 訴訟損失引当金

証券取引に関する損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払いに備えるため、経過状況等に基づく当連結会計年度末における支払見積額を計上しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、従来の算定方法に加え、過去の支払実績を勘案した方法を加味して計上しております。

⑥ 本社移転関連費用引当金

本社移転に伴い発生する費用に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(追加情報)

本社移転に伴う関連費用等の合理的な見積りが可能になったことにより計上したものであります。

(4) 重要なリース取引の処理方法
　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、主として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
(5) 重要なヘッジ会計の方法
　原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし特例処理の条件を満たしている場合には、金利変動リスク及び為替変動リスクのヘッジについては金利スワップの特例処理及び振当処理によっております。
　当社及び一部の連結子会社は、一部の借入金、発行社債等に係る金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利スワップ及び通貨スワップ等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っております。
　ヘッジの有効性の検証については、ヘッジ手段の時価またはキャッシュ・フロー変動の累計額とヘッジ対象の時価またはキャッシュ・フロー変動の累計額とを比較する方法によっております。
(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
① 消費税等の会計処理方法
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
② 連結納税制度の適用
　当社、大和証券エスエムビーシー株式会社及びエヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社をそれぞれ連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
　連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項
　のれん及び負ののれんについては、金額的に重要性がないため、発生した連結会計年度に一括して償却しております。

7. 重要な会計方針の変更
(1) 連結貸借対照表の「純資産の部」の表示
　当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
　これまでの資本の部の合計に相当する金額は、929,058百万円であります。
(2) 役員賞与の会計処理
　当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号）を適用しております。従来、各連結子会社の株主総会決議時に利益剰余金の減少として会計処理していた役員賞与を当連結会計年度より発生時に費用として計上しております。
　これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ1,552百万円減少しております。
(3) ストック・オプション等に関する会計基準
　当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。
　これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ610百万円減少しております。
(4) 投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い
　当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号）を適用しております。
　当実務対応報告の適用による連結計算書類への影響はありません。

（表示方法の変更）
　前連結会計年度において区分掲記していた「有価証券等引渡未了勘定」及び「有価証券等受入未了勘

定」については、金額的重要性が乏しくなったため、それぞれ「その他の流動資産」及び「その他の流動負債」に含めて表示しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴ 担保に供している資産

現金・預金	125百万円
トレーディング商品	1,072,264
営業投資有価証券	614
短期貸付金	18,516
その他の流動資産	7,972
投資有価証券	98,495
計	1,197,989

（注）上記の金額は連結貸借対照表計上額によっております。なお上記担保資産の他に、借り入れた有価証券等535,043百万円を担保として差し入れております。

⑵ 担保に係る債務

信用取引借入金	14,438百万円
短期借入金	754,887
長期借入金	20
計	769,346

（注）上記の金額は連結貸借対照表計上額によっております。

2. 差し入れた有価証券等の時価

消費貸借契約により貸し付けた有価証券	6,133,987百万円
その他	739,061
計	6,873,049

（注）1. 担保に供している資産に属するものは除いております。

3. 差し入れを受けた有価証券等の時価

消費貸借契約により借り入れた有価証券	8,440,582百万円
その他	659,903
計	9,100,486

4. 資産から直接控除した貸倒引当金

短期貸付金	261百万円
その他の投資等	7,185百万円

5. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産から控除した減価償却累計額は111,054百万円であります。

6. 保証債務

従業員の借入金に対する保証は1,683百万円であります。

連結子会社における借入コミットメントに係る借入未実行残高は89,864百万円であります。

7. 特別法上の準備金及び計上を規定した法令の条項

証券取引責任準備金	7,896百万円	証券取引法第51条
金融先物取引責任準備金	0百万円	金融先物取引法第81条

8. その他有価証券評価差額金には、「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第10号）に基づき、普通株式を対価とする取得請求権の行使可能期間が到来している種類株式についての7,974百万円が含まれております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,404,664,772株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年5月18日取締役会	普通株式	29,065	22	平成18年3月31日	平成18年6月1日
平成18年10月26日取締役会	普通株式	16,740	12	平成18年9月30日	平成18年12月1日
計		45,806			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成19年5月18日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

① 配当金の総額　22,331百万円
② 1株当たり配当額　16円
③ 基準日　平成19年3月31日
④ 効力発生日　平成19年6月1日

なお、配当原資は利益剰余金であります。

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

区　分	内　訳	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
		前連結会計年度末	増　加	減　少	当連結会計年度末	
当　社	2006年7月発行新株予約権（自己新株予約権）	－（－）	301,000（3,000）	3,000（－）	298,000（3,000）	410（－）
当　社	第3回新株予約権（自己新株予約権）	－（－）	2,593,000（22,000）	22,000（－）	2,571,000（22,000）	156（－）
連結子会社	2006年9月発行新株予約権Ⅰ	－	31	－	31	12
連結子会社	2006年9月発行新株予約権Ⅱ	－	50	－	50	20
連結子会社	2006年8月発行新株予約権Ⅲ（自己新株予約権）	－（－）	343（11）	11（－）	332（11）	11（－）
					合　計	610（－）

（注）(1) 上記の新株予約権の目的となる株式は、すべて普通株式であります。
(2) 上記の連結子会社は、エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社であります。
(3) 当社の発行した「第3回新株予約権」及び連結子会社の発行した「2006年8月発行新株予約権Ⅲ」は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額　665円98銭
1株当たり当期純利益　67円90銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年５月11日

株式会社大和証券グループ本社
取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	堀内　　巧 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上　寅喜 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小澤　陽一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社大和証券グループ本社の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大和証券グループ本社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載のとおり、会社は当連結会計年度より、貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準及び貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第２条第２項の業務を継続的に行っている。

以　上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告

当監査委員会は、平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第70期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類につき、執行役等及び会計監査人から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２　監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年５月17日

株式会社大和証券グループ本社　監査委員会

監査委員長（常勤）

林部　健治 ㊞

監査委員

北島　敬介 ㊞

監査委員

宇野　紘一 ㊞

（注）監査委員北島敬介及び宇野紘一は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部		
科目	第70期（平成19年3月31日現在）	第69期（ご参考）（平成18年3月31日現在）
流動資産	**312,519**	**313,632**
現金・預金	92,768	129,130
有価証券	13,088	3,542
短期貸付金	177,550	133,404
未収入金	26,100	44,244
未収収益	1,327	753
繰延税金資産	—	564
その他の流動資産	1,683	1,993
固定資産	**967,117**	**911,010**
有形固定資産	45,397	10,026
建物	1,118	566
器具備品	2,499	2,564
土地	41,779	6,895
無形固定資産	877	755
電話加入権その他	877	755
投資その他の資産	920,842	900,228
投資有価証券	180,845	207,416
子会社株式	—	499,517
関係会社株式	605,807	—
長期貸付金	113,400	170,946
長期差入保証金	11,364	12,885
その他の投資等	9,843	9,911
貸倒引当金	△ 419	△ 449
資産合計	1,279,636	1,224,643

負債の部		
科目	第70期（平成19年3月31日現在）	第69期（ご参考）（平成18年3月31日現在）
流動負債	**183,015**	**278,064**
短期借入金	91,345	62,235
一年以内償還転換社債	—	79,193
有価証券担保借入金	80,676	132,112
未払法人税等	6,963	176
繰延税金負債	54	—
賞与引当金	1,021	1,613
その他の流動負債	2,955	2,734
固定負債	**372,549**	**332,754**
社債	291,400	236,400
長期借入金	49,000	49,000
長期受入保証金	2,829	4,042
繰延税金負債	25,986	38,739
退職給付引当金	1,684	2,361
訴訟損失引当金	211	—
その他の固定負債	1,436	2,211
負債合計	**555,564**	**610,819**
資本の部		
資本金	—	**138,828**
資本剰余金	—	**118,339**
資本準備金	—	118,182
その他資本剰余金	—	156
自己株式処分差益	—	156
利益剰余金	—	**314,133**
利益準備金	—	45,335
任意積立金	—	218,000
別途積立金	—	218,000
当期未処分利益	—	50,798
株式等評価差額金	—	**57,183**
自己株式	—	**△ 14,660**
資本合計	—	**613,824**
負債・資本合計	—	**1,224,643**
純資産の部		
株主資本	**666,343**	—
資本金	178,324	—
資本剰余金	157,678	—
資本準備金	157,678	—
利益剰余金	341,963	—
利益準備金	45,335	—
その他利益剰余金	296,627	—
任意積立金	218,000	—
繰越利益剰余金	78,627	—
自己株式	△ 11,627	—
自己株式申込証拠金	4	—
評価・換算差額等	**57,161**	—
その他有価証券評価差額金	56,740	—
繰延ヘッジ損益	421	—
新株予約権	**567**	—
純資産合計	**724,072**	—
負債・純資産合計	**1,279,636**	—

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第70期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第69期（ご参考）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）
営業収益	**78,806**	**35,215**
関係会社配当金	73,920	32,257
関係会社貸付金利息	4,098	2,805
その他	786	152
営業費用	**13,462**	**12,181**
販売費及び一般管理費	9,494	9,210
取引関係費	1,631	1,747
人件費	3,675	4,130
不動産関係費	521	614
事務費	1,270	855
減価償却費	571	350
その他	1,823	1,512
金融費用	3,968	2,971
営業利益	**65,343**	**23,033**
営業外収益	**4,421**	**2,841**
営業外費用	**349**	**733**
経常利益	**69,415**	**25,140**
特別利益	**7,390**	**9,681**
子会社株式清算益	—	1,200
子会社株式売却益	—	6,146
関係会社清算益	977	—
関係会社株式売却益	138	—
投資有価証券売却益	178	2,333
貸倒引当金戻入	6,096	—
特別損失	**2,245**	**3,255**
訴訟損失	—	1,279
関係会社株式評価減	722	—
投資有価証券評価減	898	75
投資有価証券売却損	10	4
固定資産除売却損	339	120
貸倒引当金繰入	—	211
海外子会社為替差損	—	1,563
訴訟損失引当金繰入	240	—
その他	33	—
税引前当期純利益	**74,561**	**31,566**
法人税、住民税及び事業税	**△ 955**	**△ 37,973**
法人税等調整額	**642**	**18,205**
当期純利益	**74,874**	**51,335**

株主資本等変動計算書

第70期

（自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日）

（単位：百万円）

項目	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					任意積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	138,828	118,182	156	45,335	218,000	50,798	△ 14,660	—	556,640
事業年度中の変動額									
新株の発行	39,495	39,495	—	—	—	—	—	—	78,991
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 45,806	—	—	△ 45,806
当期純利益	—	—	—	—	—	74,874	—	—	74,874
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 311	—	△ 311
自己株式の処分	—	—	△ 156	—	—	△ 1,238	3,344	—	1,949
その他	—	—	—	—	—	—	—	4	4
事業年度中の変動額合計	39,495	39,495	△ 156	—	—	27,829	3,032	4	109,702
平成19年3月31日残高	178,324	157,678	—	45,335	218,000	78,627	△ 11,627	4	666,343

項目	評価・換算差額等		新株予約権
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	
平成18年3月31日残高	57,183	—	—
事業年度中の変動額			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△ 442	421	567
事業年度中の変動額合計	△ 442	421	567
平成19年3月31日残高	56,740	421	567

当事業年度より「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づいて計算書類等を作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.資産の評価基準及び評価方法

⑴ 売買目的有価証券については移動平均法による時価法によっております。

⑵ 子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。

⑶ その他有価証券等のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法で計上しております。なお、投資事業有限責任組合等への出資については、当該組合等の財務諸表に基づいて、組合等の純資産を出資持分割合に応じて、投資有価証券として計上しております(組合等の保有する有価証券の評価差額については、その持分相当額を全部純資産直入法により処理しております)。

2.固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数については主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

⑵ 無形固定資産、投資その他の資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3.引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

⑵ 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支払に備えるため、当社所定の計算基準による支払見積額の当事業年度負担分を計上しております。

⑶ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、年金受給権者のみを対象とする閉鎖型適格退職年金については、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる金額を計上しております。

⑷ 訴訟損失引当金

証券取引に関する損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払いに備えるため、経過状況等に基づく当事業年度末における支払見積額を計上しております。

（追加情報）

当事業年度より、従来の算定方法に加え、過去の支払実績を勘案した方法を加味して計上しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴ リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑵ ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の条件を満たしている場合には、金利変動リスクのヘッジについて金利スワップの特例処理、為替変動リスクのヘッジについては振当処理によっております。

一部の借入金、発行社債等に係る金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利スワップ及び通貨スワップ等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っております。ヘッジの有効性の検証については、ヘッジ手段の時価又はキャッシュ・フロー変動の累計額とヘッジ対象の時価又はキャッシュ・フロー変動の累計額とを比較する方法によっております。

⑶ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

⑷ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5．重要な会計方針の変更

⑴ 貸借対照表の「純資産の部」の表示

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は、723,083百万円であります。

⑵ ストック・オプション等に関する会計基準

当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ567百万円減少しております。

（貸借対照表に関する注記）

1．差し入れた有価証券

投資有価証券のうち135,961百万円を貸し付けております。

2．資産から直接控除した貸倒引当金

短期貸付金	261百万円
その他の投資等	3,240百万円

3．有形固定資産の減価償却累計額　3,411百万円

4．保証債務

被保証者	被保証債務の内容	金額（百万円）
大和ヨーロッパ　ファイナンスB.V.	ミディアム・ターム・ノート	2,000
従業員	借入金	1,259
大和サンコー株式会社	未払金	11
合計		3,270

5．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	203,605百万円
長期金銭債権	118,977百万円
短期金銭債務	80,762百万円
長期金銭債務	2,786百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社からの営業収益	78,561百万円
関係会社への営業費用	2,392百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	84,880百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	8,936千株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
子会社株式評価減	73,546百万円
繰越欠損金	20,285
投資有価証券評価減	9,520
貸倒引当金	880
その他	1,964
繰延税金資産小計	106,197
評価性引当額	△105,489
繰延税金資産合計	707

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	26,166百万円
その他	582
繰延税金負債合計	26,749
繰延税金負債の純額	26,041

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として電子計算機端末機器等があります。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等　（単位：百万円）

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	大和証券株式会社	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付（注1） 利息の受取	50,000 400	短期貸付金 長期貸付金 未収収益	50,000 16,000 97
子会社	大和証券エスエムビーシー株式会社	所有 直接60%	資金の貸付 担保金の受入 株券の貸付 役員の兼任	資金の貸付（注1） 利息の受取 担保金の受入（注2） 株券の貸付（注2） 品貸料の受取 利息の支払	30,000 1,701 77,141 130,127 203 200	短期貸付金 （一年以内長期貸付金） 長期貸付金 未収収益 有価証券担保借入金 未収収益 その他の流動負債	18,000 90,000 801 77,141 22 22
子会社	大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	所有 間接60%	資金の貸付	資金の貸付（注1） 利息の受取	40,000 356	短期貸付金 未収収益	40,000 70
子会社	大和プロパティ株式会社	所有 直接99.4% 間接0.5%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付（注1） 利息の受取	－ 1,113	短期貸付金 （一年以内長期貸付金）	24,960
子会社	大和証券担保ローン株式会社	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付（注1） 利息の受取	33,400 102	短期貸付金 未収収益	30,700 98

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）取引金額には、当期における貸付金額を記載しております。また、貸付利率は市場実勢を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

（注２）取引金額には、期末における貸株の時価および受入担保金額を記載しております。また、品貸料率及び担保金金利は市場実勢を勘案して決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	518円36銭
１株当たり当期純利益	54円83銭

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年５月11日

株式会社大和証券グループ本社

取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	堀内　　巧	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上　寅喜	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小澤　陽一	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大和証券グループ本社の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当事業年度より、貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準及び貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第２条第２項の業務を継続的に行っている。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告

当監査委員会は、平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第70期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている内部統制システムの状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、グループ監査体制の整備を重点課題として設定し、会社の内部統制所管部門等と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、当該子会社を担当する執行役等から必要に応じて事業の報告を受けました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

２　監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役及び執行役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年５月17日

株式会社大和証券グループ本社　監査委員会

監査委員長（常勤）

林部　健治 ㊞

監査委員

北島　敬介 ㊞

監査委員

宇野　紘一 ㊞

（注）監査委員北島敬介及び宇野紘一は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

平成19年６月23日付および「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）の施行の日（同法附則第１条に規定する施行日を意味し、以下「施行日」といいます。）付で、定款の一部変更を行うことといたしたいと存じます。

⑴　平成19年６月23日付変更

①　変更の理由

平成18年８月から事業を開始した大和証券担保ローン株式会社の重要性が高まったことに伴い、貸金業（貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第２条に規定する貸金業を意味します。）を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを、当社の目的に追加するものであります。

②　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線＿＿＿は変更部分）

現　　行	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 （⑴から⑼まで現行どおり）
⑴証券取引法に規定する証券業 ⑵投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託委託業 ⑶投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人資産運用業及び資産保管会社に係る業務 ⑷有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資一任契約に係る業務 ⑸前各号のほか、銀行法に規定する銀行業その他金融に関連する業務 ⑹内外経済、金融及び資本市場に関する調査研究及びその受託に係る業務 ⑺コンピュータによる計算業務の受託に係る業務 ⑻ソフトウェアの開発及び販売に係る業務 ⑼不動産の売買、賃貸借及びその仲介に係る業務	
（新　設）	⑽貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業
⑽信託業法に規定する信託業 ⑾生命保険の募集及び損害保険代理店業務 ⑿証券事務処理に係る業務 ⒀出版事業、広告代理業、放送事業及びその他の情報サービスに係る業務 ⒁教育・文化に係る業務	⑾信託業法に規定する信託業 ⑿生命保険の募集及び損害保険代理店業務 ⒀証券事務処理に係る業務 ⒁出版事業、広告代理業、放送事業及びその他の情報サービスに係る業務 ⒂教育・文化に係る業務
２　当会社は、前項に付帯する業務を営むことができる。	２　　　　（現行どおり）

(2)「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）の施行日付変更

① 変更の理由

「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）の施行により、「証券取引法」（昭和23年法律第25号）が「金融商品取引法」に改組されることに伴い、以下の理由により、定款の変更をお諮りするものであります。

・証券取引法の名称が「金融商品取引法」に改められることに対応するものであります。
・証券業の名称が「金融商品取引業」に改められるとともに、有価証券関連以外のものも含むデリバティブ取引若しくは集団投資スキーム持分等の自己募集を業として行うこと、投資助言・代理業、投資運用業及び有価証券等管理業務等が新たに業の対象に追加されたことに対応するものであります。

② 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線＿＿＿は変更部分）

現　　行	変　更　案
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第２条　当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
(1)証券取引法に規定する証券業	(1)金融商品取引法に規定する金融商品取引業
(2)投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託委託業	（削　る）
(3)投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人資産運用業及び資産保管会社に係る業務	（削　る）
(4)有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資一任契約に係る業務	（削　る）
(5)前各号のほか、銀行法に規定する銀行業その他金融に関連する業務	(2)前号のほか、銀行法に規定する銀行業その他金融に関連する業務
（省　略）	（以下、３号ずつ繰り上げ）
２　当会社は、前項に付帯する業務を営むことができる。	２　（現行どおり）

第２号議案　取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであり、このうち、川上哲郎氏、安田隆二氏、北島敬介氏及び宇野紘一氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	原（はら）　良（よし）也（なり） （昭和18年４月３日生）	昭和42年４月　当社入社 昭和63年８月　当社法人営業第三部長 平成３年６月　当社取締役　事業法人営業副本部長 平成７年９月　当社常務取締役　法人副本部長 平成９年９月　当社代表取締役常務取締役　エクイティ本部長 平成９年10月　当社代表取締役社長 平成11年４月　当社代表取締役社長　最高執行役員 大和証券㈱代表取締役社長 平成16年６月　同社取締役を退任 当社取締役会長兼執行役（現任）	137,000株
2	清（きよ）田（た）　瞭（あきら） （昭和20年５月６日生）	昭和44年４月　当社入社 平成２年７月　当社債券部長兼債券トレーディング室長 平成６年６月　当社取締役　営業副本部長 平成９年６月　当社常務取締役　債券・資金本部長兼金融派生商品部担当 平成９年９月　当社代表取締役常務取締役　債券・資金本部長兼金融派生商品部担当 平成９年10月　当社代表取締役副社長 平成11年４月　当社取締役を退任 大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ㈱（現大和証券エスエムビーシー㈱）代表取締役社長 平成16年６月　同社取締役を退任 当社取締役副会長兼執行役（現任）	122,300株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
3	鈴木茂晴（すずき しげはる） （昭和22年４月17日生）	昭和46年４月　当社入社 平成３年７月　当社引受第一部長 平成９年６月　当社取締役　事業法人本部担当 平成10年６月　当社常務取締役　インベストメント・バンキング本部長 平成11年６月　当社常務取締役執行役員　経営企画グループ担当 平成13年６月　当社専務取締役執行役員　経営企画・ＩＲ・広報担当 平成14年５月　当社取締役を退任 平成14年６月　大和証券エスエムビーシー㈱専務取締役投資銀行本部長 平成15年６月　同社代表取締役専務取締役　投資銀行本部長兼法人企画担当 平成16年６月　同社取締役を退任 当社取締役兼代表執行役社長　最高経営責任者（ＣＥＯ）兼リテール部門担当（現任） 大和証券㈱代表取締役社長　（現任）	80,000株
4	吉留真（よしどめ しん） （昭和26年９月29日生）	昭和49年４月　当社入社 平成９年２月　当社大阪支店事業法人第一部長 平成11年４月　当社を退職　大和証券㈱横浜支店長 平成12年２月　同社を退職　大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ㈱（現大和証券エスエムビーシー㈱）名古屋副支店長 平成13年６月　同社執行役員　名古屋支店担当　兼　名古屋支店長 平成16年５月　同社常務執行役員　事業法人上席担当　兼　事業法人営業担当 平成16年６月　同社常務取締役　事業法人上席担当　兼　事業法人営業担当 平成17年４月　同社常務取締役　事業法人上席担当　兼　法人企画上席担当　兼　法人営業担当 平成17年６月　同社常務取締役　事業法人上席担当　兼　法人営業担当 平成18年４月　同社代表取締役専務取締役 当社専務執行役　ホールセール部門副担当 平成18年６月　当社取締役兼専務執行役　ホールセール部門副担当 平成19年４月　大和証券エスエムビーシー㈱代表取締役社長（現任） 当社取締役兼代表執行役副社長　最高執行責任者（ＣＯＯ）兼ホールセール部門担当(現任)	39,180株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
5	前（まえ）　哲夫（てつお） （昭和20年７月25日生）	昭和44年４月　当社入社 平成３年２月　当社事業法人営業第一部長 平成８年６月　当社取締役　事業法人営業本部長 平成10年６月　当社常務取締役　業務管理本部長兼業務管理企画部長 平成11年４月　当社取締役を退任 　大和証券㈱常務取締役　首都圏地域担当 平成12年６月　同社専務取締役　法人担当 平成14年６月　同社専務取締役　営業本部長 平成15年６月　同社代表取締役副社長（現任） 平成16年６月　当社取締役兼執行役副社長　リテール部門副担当（現任）	50,000株
6	日比野（ひびの）　隆司（たかし） （昭和30年９月27日生）	昭和54年４月　当社入社 平成11年４月　当社経営企画部長 平成14年６月　当社を退職 　大和証券エスエムビーシー㈱執行役員 平成16年５月　同社執行役員を退任 　当社常務執行役員　経営企画・人事・法務・秘書担当兼人事部長 平成16年６月　当社取締役兼常務執行役　企画担当・人事担当・法務担当　兼人事部長 平成16年７月　当社取締役兼常務執行役　企画担当・人事担当・法務担当 平成17年４月　当社取締役兼常務執行役　企画担当・人事担当 平成19年４月　当社取締役兼専務執行役　企画担当・人事担当　（現任）	61,090株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
7	岩本信之（いわもとのぶゆき） （昭和31年６月14日生）	昭和55年４月　当社入社 平成11年４月　当社を退職 大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ㈱（現大和証券エスエムビーシー㈱）入社 平成13年４月　同社国際金融部長 平成17年４月　同社を退職 当社執行役　最高財務責任者（ＣＦＯ）兼企画副担当 平成18年６月　当社取締役兼執行役　最高財務責任者（ＣＦＯ）兼企画副担当 平成19年４月　当社取締役兼執行役　最高財務責任者（ＣＦＯ）（現任）	23,000株
8	林部健治（はやしべけんじ） （昭和25年５月20日生）	昭和49年４月　当社入社 平成８年２月　当社事業法人第六部長 平成10年６月　当社取締役　経営企画本部担当 平成11年４月　当社取締役を退任 大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ㈱（現大和証券エスエムビーシー㈱）執行役員 平成14年５月　同社執行役員を退任 平成14年６月　当社取締役執行役員　経営企画・広報ＩＲ担当 平成15年６月　当社取締役執行役員　コーポレート・ブランド担当兼秘書・法務・事務管理・企業倫理・社会貢献担当 平成16年５月　当社取締役執行役員 平成16年６月　当社取締役　（現任）	29,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
9	川上哲郎（かわかみてつろう） （昭和３年８月３日生）	昭和27年４月　住友電気工業㈱入社 昭和50年５月　同社取締役 昭和53年６月　同社常務取締役 昭和55年６月　同社代表取締役専務取締役 昭和57年６月　同社代表取締役社長 平成３年６月　同社代表取締役会長 平成10年６月　当社監査役 平成11年６月　住友電気工業㈱相談役（現任） 平成14年６月　当社監査役を退任 当社取締役（現任）	13,593株
10	安田隆二（やすだりゅうじ） （昭和21年４月28日生）	昭和51年７月　モルガン・ギャランティ・トラスト・カンパニー，ＮＹ（現J.P.モルガン・チェース）入社 インベストメント・リサーチ・オフィサー 昭和54年１月　マッキンゼー・アンド・カンパニー入社（昭和61年パートナー、平成３年ディレクター） 平成８年７月　A.T.カーニー　アジア総代表、経営会議メンバー 平成14年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 平成14年５月　A.T.カーニー極東アジア会長 平成15年５月　同社極東アジア会長を退任 平成15年６月　当社取締役（現任） ㈱ジェイ・ウィル・パートナーズ取締役会長 平成16年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現任） 平成18年９月　㈱ジェイ・ウィル・パートナーズ取締役会長を退任	18,000株
11	北島敬介（きたじまけいすけ） （昭和11年11月27日生）	昭和36年４月　任　検事 平成５年７月　東京地方検察庁検事正 平成６年11月　最高検察庁公安部長 平成７年８月　次長検事 平成９年12月　東京高等検察庁検事長 平成10年６月　検事総長 平成13年７月　検事総長を退官 平成13年９月　弁護士（現在） 平成16年６月　当社取締役　（現任）	3,000株

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位及び他の法人等の代表状況</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td>12</td><td>宇野紘一（うのこういち）
(昭和17年１月５日生)</td><td>昭和42年９月　アーサーアンダーセンアンドカンパニー東京事務所入社
昭和51年８月　アーサーアンダーセンアンドカンパニーロンドン事務所
昭和52年10月　アーサーアンダーセンアンドカンパニー東京事務所帰任
昭和54年９月　同所税務部門パートナー
昭和56年９月　同所（宇野紘一税理士事務所）代表パートナー
平成12年８月　アーサーアンダーセンアンドカンパニーを退職
ＣＰＡ　ＵＮＯ　ＯＦＦＩＣＥ設立（現在）
平成12年９月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科非常勤講師
平成16年６月　当社取締役（現任）
平成16年９月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科非常勤講師を退任</td><td>17,000株</td></tr>
<tr><td>13</td><td>森　郁夫（もりいくお）
(昭和23年11月２日生)</td><td>昭和48年４月　当社入社
平成８年５月　大和セキュリティーズアメリカInc.社長
平成13年５月　米州担当　兼　大和セキュリティーズアメリカInc.会長
平成13年６月　当社執行役員　米州担当　兼　大和セキュリティーズアメリカInc.会長
平成16年６月　当社執行役　米州部門担当　兼　大和セキュリティーズアメリカInc.会長
平成17年４月　当社常務執行役　米州部門担当　兼　大和セキュリティーズアメリカInc.会長
平成18年４月　当社執行役を退任
大和証券エスエムビーシー㈱常務取締役　海外上席担当　兼　国際業務企画担当
平成19年４月　大和証券エスエムビーシー㈱代表取締役専務取締役　海外上席担当　兼　国際業務企画担当（現任）
当社専務執行役　ホールセール部門副担当（現任）</td><td>42,387株</td></tr>
</table>

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．社外取締役候補者を上記４氏とした理由は、それぞれ次のとおりであります。
①川上哲郎氏は、住友電気工業株式会社社長、関西経済連合会会長等の団体役員を歴任し、現在は住友電気工業株式会社相談役であり、そこで培われた経営に関する豊かな経験・見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、４年間当社監査役に就任し、それに引き続く当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって５年間であります。
②安田隆二氏につきましては、著名コンサルティング会社パートナー等を歴任し、現在、一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授でありますが、その経歴を通じて培われた経営戦略に関する専門的な知識・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年間であります。
③北島敬介氏は、東京地方検察庁検事正、検事総長を歴任し、現在弁護士でありますが、その経歴を通じて培われた法律やコンプライアンスに関する豊かな経験・専門的知識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、これまで会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年間であります。
④宇野紘一氏は、会計士、税理士として多くの企業の財務・税務に係わって培われた豊かな経験・専門的知識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、これまで会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年間であります。
３．在任中に不当な業務執行が行われた事実並びにその事実の発生防止及び発生後の対応は次のとおりであります。
安田隆二氏につきましては、富士火災海上保険株式会社の社外取締役として在任中、同社において不適切な保険金の不払いが認められたこと等から、平成17年11月、平成19年３月に金融庁より保険業法に基づく行政処分を受けました。同氏は、平素より同社の取締役会において不祥事発生防止に向けた内部管理体制の強化を促す発言を行っており、発生後には、問題の究明と再発防止に向けた業務改善等について意見を述べております。
４．社外取締役の候補者の独立性については、次のとおりであります。
・社外取締役候補者は、いずれも過去５年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
・社外取締役候補者は、いずれも過去に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
・社外取締役候補者は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者・三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
５．現任の社外取締役である川上哲郎、安田隆二、北島敬介及び宇野紘一の４氏は、金1,000万円と会社法第425条第１項で定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。４氏の再任が承認された場合、当社は４氏との間で、同内容の責任限定契約を更新する予定であります。

第３号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法（平成17年法律第86号）第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社関係会社の取締役、執行役、執行役員及び使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた当社執行役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社関係会社の取締役、執行役、執行役員及び使用人を対象として、連結業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保するために、ストック・オプションの目的で、下記２．及び３．に定める２種類の新株予約権を無償で発行しようとするものであります。

下記２．に定める新株予約権は、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び執行役員に対し、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を１株当たり１円とするもの（以下、「新株予約権Ⅰ」といいます。）であります。なお、当社の取締役及び執行役に対して「新株予約権Ⅰ」を発行することについては、本総会後に開催される報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容として会社法第409条第３項に定める事項を決定することを条件といたします。

他方、下記３．に定める新株予約権は、当社及び当社関係会社の使用人、並びに上記「新株予約権Ⅰ」の付与対象者とならない当社関係会社の取締役及び執行役員に対し、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を、新株予約権を割り当てる日における当社普通株式の時価を基準に決定することとして発行するもの（以下、「新株予約権Ⅱ」といいます。）であります。

なお、上記の「新株予約権Ⅰ」及び「新株予約権Ⅱ」は、当社の社外取締役に対する発行は行いません。

２．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の内容、払込金額及び数の上限

⑴　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の数の上限

下記⑶に定める内容の新株予約権400個を上限とする。このうち、当社の取締役及び執行役以外の者に対して発行する新株予約権は300個を上限とする。

なお、「新株予約権Ⅰ」を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式40万株を上限とし、下記⑶①により「新株予約権Ⅰ」に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に「新株予約権Ⅰ」の上限数を乗じた数とする。

⑵　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の払込金額

「新株予約権Ⅰ」は無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないこととする。

⑶　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の内容

①　「新株予約権Ⅰ」の目的である株式の種類及び数

「新株予約権Ⅰ」の目的である株式の種類は普通株式とし、「新株予約権Ⅰ」１個当たりの目的である株式の数（以下、この項において「付与株式数」という。）は1,000株とする。なお、株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。

以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、「新株予約権Ｉ」のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 「新株予約権Ｉ」の行使に際して出資される財産の価額

各「新株予約権Ｉ」の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権Ｉ」の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

③ 「新株予約権Ｉ」の行使期間

平成19年７月１日から平成40年６月22日までの範囲内で、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める期間とする。

④ 「新株予約権Ｉ」の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1）「新株予約権Ｉ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2）「新株予約権Ｉ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記１）記載の資本金等増加限度額から上記１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 「新株予約権Ｉ」の譲渡制限

譲渡による「新株予約権Ｉ」の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 「新株予約権Ｉ」の行使の条件

1） 各「新株予約権Ｉ」の一部行使はできないものとする。

2）「新株予約権Ｉ」の権利者が、当社及び当社子会社のうち、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から、「新株予約権Ｉ」を行使できるものとする。

3） 上記２）にかかわらず、「新株予約権Ｉ」の行使期間の末日の30日前の日より、他の行使の条件に従い、「新株予約権Ｉ」を行使できるものとする。

4） その他の行使の条件は、当社と「新株予約権Ｉ」の権利者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによる。

⑦ 「新株予約権Ｉ」の取得事由及び取得の条件

「新株予約権Ｉ」の権利者が「新株予約権Ｉ」を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は「新株予約権Ｉ」の権利者が「新株予約権Ｉ」の全部又は一部を放棄した場合には、当社は当該「新株予約権Ｉ」を無償で取得することができる。

⑧ １株に満たない端数の処理

「新株予約権Ｉ」を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の内容、払込金額及び数の上限

⑴　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の数の上限

下記⑶に定める内容の新株予約権2,600個を上限とする。

なお、「新株予約権Ⅱ」を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式260万株を上限とし、下記⑶①により「新株予約権Ⅱ」に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に「新株予約権Ⅱ」の上限数を乗じた数とする。

⑵　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の払込金額

「新株予約権Ⅱ」は無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないこととする。

⑶　その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の内容

①「新株予約権Ⅱ」の目的である株式の種類及び数

「新株予約権Ⅱ」の目的である株式の種類は普通株式とし、「新株予約権Ⅱ」１個当たりの目的である株式の数（以下、この項において「付与株式数」という。）は1,000株とする。なお、決議日後に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、「新株予約権Ⅱ」のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 \times 分割又は併合の比率$$

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

②「新株予約権Ⅱ」の行使に際して出資される財産の価額

各「新株予約権Ⅱ」の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権Ⅱ」の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、「新株予約権Ⅱ」を割り当てる日（以下、この項において「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割又は併合の比率}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又

は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額×\frac{既発行株式数＋\frac{新規発行株式数×１株当たり払込金額}{新規発行前の時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とする。

上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

③ 「新株予約権Ⅱ」の行使期間

平成24年７月１日から平成29年６月22日までの範囲内で、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める期間とする。

④ 「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

１）「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

２）「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記１）記載の資本金等増加限度額から上記１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 「新株予約権Ⅱ」の譲渡制限

譲渡による「新株予約権Ⅱ」の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 「新株予約権Ⅱ」の行使の条件

１） 各「新株予約権Ⅱ」の一部行使はできないものとする。

２） その他の行使の条件は、当社と「新株予約権Ⅱ」の権利者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによる。

⑦ 「新株予約権Ⅱ」の取得事由及び取得の条件

「新株予約権Ⅱ」の権利者が「新株予約権Ⅱ」を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は「新株予約権Ⅱ」の権利者が「新株予約権Ⅱ」の全部又は一部を放棄した場合には、当社は当該「新株予約権Ⅱ」を無償で取得することができる。

⑧ １株に満たない端数の処理

「新株予約権Ⅱ」を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以　上

（ご参考）
　本総会終了後の取締役会における決議を経て、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員、並びに執行役を以下のとおり選任する予定であります。

１．指名委員会（５名）、監査委員会（３名）、報酬委員会（５名）

指名委員会	原　良也（委員長）
	鈴木茂晴
	川上哲郎
	安田隆二
	北島敬介
監査委員会	林部健治（委員長）
	北島敬介
	宇野紘一
報酬委員会	原　良也（委員長）
	鈴木茂晴
	川上哲郎
	安田隆二
	宇野紘一

２．執行役（15名）

	氏名	主な兼任及び兼職の状況
代表執行役社長（ＣＥＯ）	鈴木茂晴	当社取締役 大和証券㈱代表取締役社長
代表執行役副社長（ＣＯＯ）	吉留　真	当社取締役 大和証券エスエムビーシー㈱代表取締役社長
執行役副社長	前　哲夫	当社取締役 大和証券㈱代表取締役副社長
執行役副社長	東　俊太郎	大和証券エスエムビーシー㈱代表取締役副社長
執行役副社長	樋口三千人	大和証券投資信託委託㈱代表取締役社長
執行役副社長	武本嘉之	㈱大和総研代表取締役社長
専務執行役	日比野隆司	当社取締役
専務執行役	森　郁夫	当社取締役 大和証券エスエムビーシー㈱代表取締役専務取締役
常務執行役（ＣＩＯ）	中村　明	
執行役（ＣＦＯ）	岩本信之	当社取締役
執行役	横井正道	大和アメリカCorporation会長
執行役	中田誠司	
執行役	後藤正明	
執行役	原　良也	当社取締役会長
執行役	清田　瞭	当社取締役副会長

株主総会にご出席願えない場合の議決権行使について

今回の定時株主総会で付議されております議案につきまして、株主総会当日にご出席願えない場合には、下記の事項をご了承の上、書面もしくはインターネットのいずれかの方法で議決権の行使を賜りますようお願い申しあげます。

記

《書面による議決権行使について》

1．書面による議決権行使は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成19年６月22日（金曜日）17時（午後５時）までに折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

2．ご送付いただきます議決権行使書用紙は料金受取人払いのハガキとなっており、通常の郵便物に比べ郵便局での処理に時間を要しますので、誠に恐縮ではございますが、お早めにご投函くださいますようお願い申しあげます。

《インターネットによる議決権行使について》

1．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www. webdk.net/）をご利用いただくことによってのみ可能となっております。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【当社議決権行使ウェブサイトURL】

http://www.webdk.net/

※　バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

ご利用に際し必要なシステム環境については、次ページをご覧ください。

※　議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となりますのでご注意ください。

2．システムメンテナンスのため、毎週月曜日午前３時から同６時までの間はインターネットによる議決権行使が不可能となりますので、ご注意ください。なお、総会前日にあたる平成19年６月22日（金曜日）に議決権を行使される場合は、17時（午後５時）までにご行使くださいますようお願い申しあげます。

3．書面とインターネットによって、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

4．インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

◎パスワードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。

(2) 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。

※　次回の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。

◎議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) インターネットにアクセスできること

(2) パソコンを用いて議決権行使される場合はインターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして以下のいずれかが使用できること

Microsoft® Internet Explorer 5.5 Service Pack 2以上
Netscape® 6.2以上

(3) 印刷機能を利用される場合は、Adobe® Acrobat® Reader® 4.0以上が使用できること

(4) 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので一部の機種ではご利用できません。）

（MicrosoftはMicrosoft Corporationの、NetscapeはNetscape Communications Corporationの、Adobe、Acrobat ReaderはAdobe Systems Incorporatedの、米国および各国での商標または登録商標です。）

◎インターネットでの議決権行使でパソコン等の操作方法がご不明な場合

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコンおよび携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

住友信託銀行
証券代行部　　専用ダイヤル

電　話　0120（186）417
（24時間受付）

(2) 上記（1）以外につきましては、下記にお問い合わせください。

住友信託銀行
証券代行部　　＜住所変更等用紙の請求＞

電　話　0120（175）417
（24時間受付）

＜その他の照会＞

電　話　0120（176）417
（平日　9：00〜17：00）

以上

株主総会会場ご案内図

場　所　東京都港区芝公園四丁目８番１号
ザ・プリンス パークタワー東京
（旧「東京プリンスホテル　パークタワー」）
地下２階　コンベンションホール
電話（03）5400-1111

（注）開場時間は午前9時でございます。

交　通　都営地下鉄大江戸線　赤羽橋駅赤羽橋口より徒歩４分
都営地下鉄三田線　芝公園駅Ａ４出口より徒歩５分
都営地下鉄浅草線　大門駅Ａ６出口より徒歩10分
JR山手線・京浜東北線　浜松町駅北口より徒歩13分

送迎バス　8時50分から9時50分まで浜松町バスターミナル6番乗車口より随時運行いたします。
（混雑時はご乗車までお待ちいただく場合がございます。予めご了承ください。）

※ザ・プリンス パークタワー東京は、東京プリンスホテルとは敷地が離れております。お間違えのないようご注意ください。

お願い：お車でのご来場はご遠慮願います。